（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（無線局の運用開始等の届出） **第二十四条**　法第十六条又は法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。 ［一～六　略］ ２　次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに当該各号に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。 一　無線航行陸上局　通常方位測定区域（方位及び距離をもつて表わす昼間における有効利用区域をいう。以下同じ。）、運用する時間その他必要と認める事項 ［二～三　略］ ［３　略］	（無線局の運用開始等の届出） **第二十四条**　［同上］ ［一～六　同上］ ２　［同上］ 一　無線航行陸上局　運用規則第百八条第三号及び第四号（これらの規定を運用規則第百八十二条において準用する場合を含む。）に掲げる事項 ［二～三　同上］ ［３　同上］
別表第三号の四　無線局の運用開始等に係る届出書の様式（第24条第３項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 無線局の運用開始等の届出書 年　月　日 総務大臣　殿（注１） □電波法第16条第１項の規定により、無線局の運用開始の期日について、下記のとおり届け出ます。 □電波法第16条第２項の規定により、無線局の運用を休止又は無線局の運用の休止期間を変更するので、下記のとおり届け出ます。 □電波法第27条の６第２項の規定により、特定無線局の運用を開始したので、下記のとおり届け出ます。 □無線局免許手続規則第24条第２項第１号の規定により、無線航行陸上局の通常方位測定区域、運用する時間その他必要と認める事項について、下記のとおり届け出ます。 □無線局免許手続規則第24条第２項第２号の規定により、標準周波数局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。 □無線局免許手続規則第24条第２項第３号の規定により、特別業務の局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。 （注２） 記 ［１～３　略］	**別表第三号の四**　無線局の運用開始等に係る届出書の様式（第24条第３項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 無線局の運用開始等の届出書 年　月　日 総務大臣　殿（注１） □電波法第16条第１項の規定により、無線局の運用開始の期日について、下記のとおり届け出ます。 □電波法第16条第２項の規定により、無線局の運用を休止又は無線局の運用の休止期間を変更するので、下記のとおり届け出ます。 □電波法第27条の６第２項の規定により、特定無線局の運用を開始したので、下記のとおり届け出ます。 □無線局免許手続規則第24条第２項第１号の規定により、無線航行陸上局の無線局運用規則第108条第３号及び第４号（これらの規定を同規則第182条において準用する場合を含む。）に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。 □無線局免許手続規則第24条第２項第２号の規定により、標準周波数局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。 □無線局免許手続規則第24条第２項第３号の規定により、特別業務の局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。 （注２） 記 ［１～３　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。